

IASB がセール・アンド・リースバック取引におけるリース負債の測定に関する IFRS 第 16 号を改訂

重要ポイント

- IASB は IFRS 第 16 号を改訂し、保持した使用権に関する利得又は損失の額が認識されることのないようにセール・アンド・リースバック取引の中で生じるリース負債を、売手である借手はどのように認識すべきかを定めた。
- 本改訂によりセール・アンド・リースバック取引に関するリースの会計処理が変わることはない。
- 本改訂は 2024 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるが早期適用も可能である。

要約

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は 2022 年 9 月 22 日に「セール・アンド・リースバック取引におけるリース負債(IFRS 第 16 号の改訂)」(本改訂)を公表した。IFRS 第 16 号「リース」の改訂は、セール・アンド・リースバック取引から生じるリース負債を測定する際に売手である借手が適用する規定を定めている。本改訂によって、セール・アンド・リースバック取引の売手である借手は、保持する使用権に関するいかなる利得又は損失も認識されることがなくなる。

セール・アンド・リースバック取引では、ある企業(売手である借手)から他の企業(買手である貸手)に資産が譲渡され、当該資産が売手である借手にリースバックされる。

本改訂は、セール・アンド・リースバック取引に関する IFRS 第 16 号の規定が改善されることを意図しており、セール・アンド・リースバック取引に関するリースの会計処理が変わることはない。

本改訂は、2024 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から遡及適用される。なお、早期適用は認められている。

背景

セール・アンド・リースバック取引では、売手である借手は、資産の移転が売却として会計処理するための IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の要件を満たしているかどうかを評価する。資産の移転が売却として会計処理される場合、売手である借手は IFRS 第 16 号の第 100 項(a)に従って、リースバックから生じた使用権資産を、資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持する使用権に係る部分で測定しなければならない。

IFRS 第 16 号はセール・アンド・リースバック取引で生じる負債の測定について個別に定めていなかったが、今回の IFRS 第 16 号の改訂では、この点について言及されている。

IFRS 第 16 号の改訂

セール・アンド・リースバック取引の開始日後は売手である借手は、リースバックから生じる使用権資産については IFRS 第 16 号第 29 項から第 35 項を、リースバックから生じるリース負債には IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用する。第 36 項から第 46 項を適用するにあたり、売手である借手は、保持する使用権資産に関する利得又は損失の額を認識することがない方法により「リース料」又は「改訂後のリース料」を算定する。これらの規定を適用したとしても、IFRS 第 16 号の第 46 項(a)の要求に従って、売手である借手がリースの部分的又は全面的な解約に関する利得又は損失を純損益に認識することを妨げられることはない。

本改訂はリースバックから生じるリース負債の測定に関する具体的な要求事項を定めていない。リースバックから生じるリース負債の当初測定において、売手である借手が結果として、IFRS 第 16 号の付録 A のリース料の一般的な定義とは異なる「リース料」を算定する可能性がある(新たに追加された設例 25 では、リースバック取引で認識したリース負債に指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料が含まれている)。売手である借手は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って目的適合性及び信頼性を有する情報につながる会計方針を決定し適用する必要がある。

発効日と経過措置

売手である買手は本改訂を 2024 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から適用しなければならない。早期適用も容認されるが、その場合、その旨を開示しなければならない。

売手である借手は、適用開始日後に締結したセール・アンド・リースバック取引については IAS 第 8 号に従って本改訂を遡求適用する(すなわち、本改訂は適用開始日より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引には適用されない)。適用開始日とは、企業が最初に IFRS 第 16 号を適用した事業年度の期首を指す。

IFRS 第 16 号の設例

IFRS 第 16 号の設例もまた改訂及び追加されている。改訂された設例 24 は、固定支払いかつ市場を上回る条件のリース料を伴うセール・アンド・リースバック取引を例示している。新たに追加された設例 25 は、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を伴うセール・アンド・リースバック取引について例示している。

EY は、「Building a better working world ～より良い社会の構築を 目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150 カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー フームを指し、各メンバー フームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバー フームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバー フームであり、監査および 保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくは ey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバー フームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は 008269-22Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp

弊社のコメント

本改訂により、指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料を伴うセール・アンド・リースバック取引を締結する企業にとっては会計方針が大きく変わる。企業は、これらの種類の取引における「リース料」について IAS 第 8 号に従って会計方針を決定する必要がある。